

都における救急医療体制と外国人患者への医療・医療情報提供体制について

1 救急医療体制の整備

いつでも、どこでも、だれでも、その症状に応じた適切な医療を迅速に受けられるよう、三次救急医療機関、二次救急医療機関及び初期救急医療機関を基本とする救急医療体制を確保

- 三次救急医療を担う救命救急センターを指定（30年4月現在 26か所）
- 365日24時間救急入院が可能な指定二次救急医療機関を確保（30年4月現在 239施設）
- 区市町村が行う休日夜間急患センター等の初期救急医療体制の整備に対して支援を実施

等

2 外国人患者への医療・医療情報提供体制の整備

訪日した外国人患者が、症状に応じて安心して医療機関を受診できる環境の整備に向けた主な取組

(1) 医療機関の整備

- 外国人患者受入れ態勢の充実に係る第三者認証取得補助（H28～）
- 医療機関向け救急通訳サービス（英・中・韓・タイ・スペイン・フランス）
※ 30年度より組織委員会の公用語であるフランス語を追加

(2) 医療情報の提供

- 外国人患者向け医療情報サービス（英・中・韓・タイ・スペイン）
- 医療機関案内サービス「ひまわり」Webサイトによる情報提供

(3) 地域における受入環境整備

- 外国人患者が地域で安心して受診できる仕組みづくり（H30新規）

等

都における救急医療体制と外国人患者への医療・医療情報提供体制について

救急医療体制について

1 基本方針

いつでも、どこでも、だれでも、その症状に応じた適切な医療を迅速に受けられる救急医療体制を整備

2 救急医療の体系と体制整備に向けた取組

(1) 三次救急

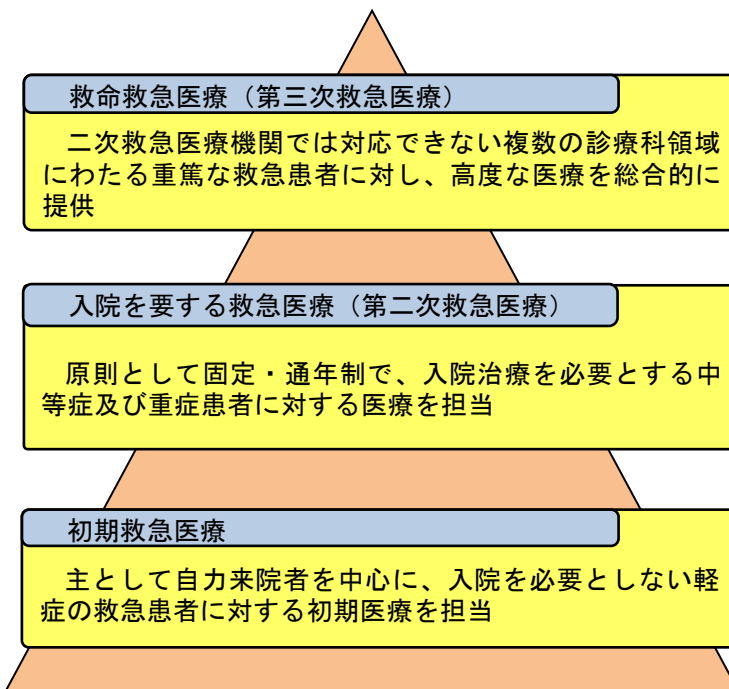
- 三次救急医療を担う救命救急センターを26か所（30年4月現在）指定し、各施設の整備・運営を支援
- 救命救急センターのうち、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を担う高度救命救急センターを4か所指定

(2) 二次救急

- 365日24時間救急入院が可能な病床を確保するため、「休日・全夜間診療事業」に参画する東京都指定二次救急医療機関を239施設確保（30年4月現在）

(3) 初期救急

- 区市町村が行う休日夜間急患センターや在宅当番医制度等の初期救急医療体制の整備に対して支援を行うことにより、住民に身近な救急医療体制を確保
- 区市町村単独では体制確保が困難な眼科及び耳鼻咽喉科については、都が広域的に確保



外国人患者への医療・医療情報提供体制の整備について

1 医療機関の整備

- (1) 外国人患者受入れ体制の充実に係る第三者認証取得補助（H28年度～） 継
- (2) 外国人患者受入れ体制整備補助（H29年度～）
パンフレットや問診票、ホームページの翻訳及び作成に係る費用や院内資料、案内表示の多言語化等に係る費用への補助 継
- (3) 医療機関向け救急通訳サービス（H4年度～）
（英・中・韓・タイ・スペイン・フランス）
30年度より組織委員会の公用語であるフランス語を追加 拡
- (4) 外国人患者対応支援研修（H28年度～）
場面ごとにおける外国人対応時の注意事項や、制度等の説明方法、医療費の支払方法や未収金防止対策等について学ぶ 継

2 医療情報の提供

- (1) 外国人患者向け医療情報サービス（H5年度～） 継
外国語で診療できる都内医療機関や日本の医療制度等を、相談員が案内（英・中・韓・タイ・スペインの5か国語に対応）
- (2) 医療機関案内サービス「ひまわり」Webサイトによる情報提供 継
言語別（16か国語）・対応レベル別に、外国語対応可能な都内医療機関情報を、英・中・韓3か国語で提供（自動翻訳機能）

3 地域における受入環境整備

- (1) 外国人患者への医療等に関する協議会 新
医療機関や関係団体、観光・宿泊施設等による会議体を設置し、連携を強化し、外国人への医療提供に係る取組を促進
- (2) 地域の実情に応じた外国人患者受入環境整備事業 新
医療機関と関係機関の連携により、外国人患者が症状に応じて安心して受診できるよう地域の実情に応じた受入環境を整備（モデル地区での実施）